

## 滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

県が行う農業農村整備に関する事業について、新たに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 224 条に基づく分担金を徴収する必要性が生じたため、滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和 30 年滋賀県条例第 11 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 題名を改めることとします。（題名関係）
- (2) 県が行う土地改良法に規定する土地改良事業以外の農業農村整備に関する事業について、新たに地方自治法第 224 条に基づく分担金を徴収することとします。（第 1 条関係）
- (3) (2)の農業農村整備に関する事業に係る分担金は、当該事業によって利益を受ける者から徴収することとします。（第 3 条関係）
- (4) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>県営土地改良事業</u>に要する費用について、<u>土地改良法</u>（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条の規定による分担金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第2条 前条の分担金の額は、<u>各年度ごとに当該県営土地改良事業</u>に要する費用のうち国から交付を受けた補助金の額を除いた額（以下「<u>国の補助金の控除額</u>」という。）の範囲内において知事が定める。</p> <p>2 次の各号に掲げる事業については、前項の規定にかかわらず、<u>国の補助金の控除額</u>に当該各号に定める率を乗じて得た額の範囲内において知事が定める。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(分担金納付義務者)</p> <p>第3条 前条の規定により算出した分担金は、<u>当該県営土地改良事業</u>によつて利益を受ける者で、<u>当該県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものおよび土地改良法施行規則</u>（昭和24年農林省令第75号）第68条の4の10に規定するものから徴収する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>滋賀県営土地改良事業等分担金徴収条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 <u>県営土地改良事業等</u>（<u>県営土地改良事業</u>（県が行う土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する土地改良事業をいう。以下同じ。）その他の県が行う農業農村整備に関する事業をいう。以下同じ。）に要する費用について、<u>法第91条第1項および同条第4項において準用する法第90条第4項の規定による分担金その他の農業農村整備に関する事業に係る地方自治法</u>（昭和22年法律第67号）第224条の規定による分担金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。</p> <p>(分担金の額)</p> <p>第2条 前条の分担金の額は、<u>年度ごとに県営土地改良事業等</u>に要する費用のうち国から交付を受けた補助金または交付金（以下「<u>補助金等</u>」という。）の額を除いた額（以下「<u>国の補助金等の控除額</u>」という。）の範囲内において知事が定める。</p> <p>2 次の各号に掲げる事業については、前項の規定にかかわらず、<u>国の補助金等の控除額</u>に当該各号に定める率を乗じて得た額の範囲内において知事が定める。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(分担金納付義務者)</p> <p>第3条 <u>第1条の分担金は、県営土地改良事業等によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するものならびに当該県営土地改良事業等の施行に係る地域内にある土地以外の土地で当該県営土地改良事業等によつて著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し、および収益する者その他当該県営土地改良事業等によつて著しく利益を受ける者から徴収する。</u></p>

2

滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表

旧	新
<p>2 前項に掲げる者が、当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部または一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金額を徴収する。</p>	<p>2 前項に掲げる者が、当該県営土地改良事業等の施行に係る地域の全部または一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、その者に対する分担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金額を徴収する。</p>
<p>第4条・第5条 省略</p>	<p>第4条・第5条 省略</p>
<p>(知事の指定する事業についての分担金の特例)</p>	<p>(知事の指定する事業についての分担金の特例)</p>
<p>第6条 県は、国から補助金の交付を受けて行なう県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について法第3条に規定する資格を有するものから、第3条第1項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該県営土地改良事業について国から交付された補助金の額および県の自己負担額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割りふつて得られる額の範囲内で、当該土地の全部または一部につき、当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行なわれる場合または当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、もしくは造成された農地についての開田が行なわれる場合に、当該転用または開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行なわれる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付させる旨の条件を付した分担金を徴収する。</p>	<p>第6条 県は、国から補助金等の交付を受けて行なう県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行については、当該県営土地改良事業によつて利益を受ける者で当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地について法第3条に規定する資格を有するものから、第3条第1項の規定により徴収する各年度の分担金のほか、当該県営土地改良事業について国から交付された補助金等の額および県の自己負担額をその者が法第3条に規定する資格を有している当該地域内の土地の面積に割り振つて得られる額の範囲内で、当該土地の全部または一部につき、当該県営土地改良事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合または当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、もしくは造成された農地についての開田が行われる場合に、当該転用または開田に係る土地の面積に応じた額（農地の農地以外への転用が行われる場合において当該転用に伴い遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入があるときは、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた額）を納付せしめる旨の条件を付した分担金を徴収する。</p>

滋賀県営土地改良事業分担金徴収条例新旧対照表

旧	新
<p>2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該県営土地改良事業に係る第3条第1項の規定による徴収に係る決定通知を行なう際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。</p> <p>3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積をこえない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項の分担金を免除することができる。</p> <p>4 第1項の場合には、第3条第2項の規定を準用する。</p>	<p>2 知事は、前項の分担金を徴収する場合にあつては、当該県営土地改良事業に係る第3条第1項の規定による徴収に係る決定通知を行う際にあわせてその通知を受ける者に前項の規定により徴収する分担金の額その他当該分担金に関し必要な事項を定めてこれを通知するものとする。</p> <p>3 知事は、転用に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認したときは、第1項の分担金を免除することができる。</p> <p>4 第1項の場合には、第3条第2項の規定を準用する。<u>この場合において、同項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、「県営土地改良事業等」とあるのは「県営土地改良事業」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>第7条 省略</p>	<p>第7条省略</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>法附則第2項の規定により国から貸付けを受ける場合における第2条および第6条第1項の規定の適用については、第2条第1項中「交付を受けた補助金」とあるのは「法附則第2項の規定により貸付けを受けた貸付金」と、「国の補助金の控除額」とあるのは「国の貸付金の控除額」と、同条第2項中「国の補助金の控除額」とあるのは「国の貸付金の控除額」と、第6条第1項中「補助金の交付」とあるのは「法附則第2項の規定により貸付金の貸付け」と、「交付された補助金」とあるのは「法附則第2項の規定により貸し付けられた貸付金」とする。</u></p>	<p>この条例は、昭和30年4月1日から施行する。</p> <p><u>(削除)</u></p>